

運 営 規 程

【入 所】

介護老人保健施設
フィオーレ湘南真田

令和6年4月1日

介護老人保健施設フィオーレ湘南真田（入所）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団湘風会が開設する介護老人保健施設フィオーレ湘南真田（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 フィオーレ湘南真田 |
| (2) 開設年月日 | 平成23年8月1日 |
| (3) 所在地 | 神奈川県平塚市真田3丁目1番1号 |

(4) 電話番号 0463-75-8802 FAX 番号 0463-75-8816

(5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1452080059 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

※令和5年6月1日現在

- | | | |
|------|-------------------|---------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人 |
| (3) | 薬剤師 | 0.4人以上 |
| (4) | 看護職員 | 9.7人以上 |
| (5) | 介護職員 | 24.3人以上 |
| (6) | 支援相談員 | 1人以上 |
| (7) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1人以上 |
| (8) | 管理栄養士 | 1人以上 |
| (9) | 介護支援専門員 | 1人以上 |
| (10) | 事務・施設管理職員 | |
| | ・事務長 | 1人以上 |
| | ・事務員 | 1人以上 |
| | ・施設管理 | 1人以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の立案をたてる。
- (10) 事務員は、施設の事務全般と施設の管理および送迎を行なう。また、状況に応じて他部門の業務を支援する。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、リハビリテーション、また栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(入所者負担の額)

第9条 入所者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の入所者の自己負担額については、重要事項説明書をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 当施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (2) 面会時間(時間厳守とする)
平日(10時～19時) 日祭日、年末年始(10時～17時)
面会時は、1階の事務所受付にて面会簿の記入をすることとする。
- (3) 外出・外泊時の手続き
窓口の申請書を提出の上、必ず外出・外泊の許可を得ることとする。
- (4) 喫煙、飲酒および食べ物の持込は原則禁止する。
食べ物の持込については、ご家族などがご一緒に召し上がる場合は2・3階談話コーナー及び1階職員食堂をご利用いただくこととする。
(1階食堂は14:00～17:00の間)
- (5) 設備・備品の利用
施設内の設備・備品の利用の際は職員に許可を得ることとする。
その他、危険防止のため屋上、浴室、機械室等への立ち入りは原則禁止する。
- (6) 所持品・備品等の持ち込み
所持品・備品の持ち込みは、備え付けの家具の収納範囲とする。また、多床室へのテレビの持ち込みは可能とする。オーディオ機器等の持ち込みは、他の入所者に迷惑がかからないように、イヤホンをお持ちいただくこととする。
- (7) 金銭・貴重品の管理
金銭・貴重品の持ち込みは原則禁止する。
紛失・盗難については施設側で責任を負わないこととする。
- (8) 外泊時等の施設外での受診
外泊時の施設外での医療機関での受診は必ず事務所へ連絡することとする。
- (9) 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (10) 他入所者への迷惑行為も禁止する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者には、資格保有者の中から管理者が任命する。
- 3 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

- 7 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上
 - (2) 入所者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- 8 当施設は、7に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- 9 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行い、家族・行政への報告をすみやかに行うものとする。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第16条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- 2 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第18条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める当施設の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第19条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第20条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を

適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - (5) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、害虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第21条 当施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。また、入職時において、職員より誓約書の提出を求め、同様の内容を確約させる。

（勤務体制の確保）

- 第22条 当施設は、入所者に対し、適切な施設サービス提供できるように、職員の勤務体制を定めておかななければならない。
- 2 当施設は、当該施設の職員によって施設サービス提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
 - 3 当施設は、職員の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（受給資格等の確認）

第23条 当施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係わる援助）

- 第24条 当施設は、入所申込者が要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
- 2 当施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（説明及び同意）

第25条 当施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族（連帯保証人、その他法に定められた権利を有する者を含む。以下「家族等」と

いう。)に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について入所申込者又はその家族等の同意契約を得なければならない。

(入退所判定委員会)

第 26 条 当施設に、入退所判定委員会を置く。

2 入退所判定委員会は、管理者・医師・副理事長・在宅支援部長・支援相談員・介護支援専門員・在宅復帰部長・看護科介護科主任・理学療法士、栄養士で構成する。

(入退所)

第 27 条 当施設は、入退所に関して次のとおり定める。

- (1) 当施設は、要介護状態と認定された入所申込者に対し、その身体の状態及び病状に照らし、施設療養の提供が必要であると認められる入所申込者を施設に入所させるものとする。
 - (2) 当施設は、入所申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒んではならない。但し、介護保険法にある施設入所非該当となった時はその限りではない。
 - (3) 当施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の病歴・家庭状況等の把握に努めなければならない。
 - (4) 当施設は、入所申込者の病状が重いため、施設への入所が不適當であると認めた場合には、適当な病院又は診療所を紹介しなければならない。
 - (5) 当施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、定期的（3か月程度）に入所の継続の要否を判定しなければならない。
 - (6) 当施設は、入所者の退所に際しては、本人及びその家族等に対する適切な指導を行うとともに、退所後の担当医師に対する情報の提供、法に基づく居宅サービスを提供する者及び市町村等との連携等に努めなければならない。
 - (7) 当施設は、入退所の判定に当たって入退所判定委員会の協議により対応しなければならない。
- 2 次の場合には、退所の措置をする。
- (1) 入所者が、要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
 - (2) 当施設において、定期的実施される入退所判定委員会において、退所して居宅において生活出来ると判断された場合。
 - (3) 入所者及び家族等から退所の申し出があった場合。
 - (4) 入所者に病気治療の必要が生じた場合。
 - (5) 入所者又は家族等が、当施設の職員又は他の入所者等に対して利用が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - (6) 入所者及び家族等が、利用料及びその他の費用に同意せず、又定められた期日までに収めず、その支払いを督促したにもかかわらず1週間以内に支払わない場合。
 - (7) 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることが出来ない場合。
- 3 管理者は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示・指導を行い、さらにそれに従わないときは、入退所判定委員会の協議を経て退所させることが出来る。

(入退所の記録)

第 28 条 当施設は、入所者の入所年月日及び施設の名称を、退所に際しては、退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

(文書の交付)

第 29 条 当施設は、介護老人保健施設サービスを受けている入所者を他の医療機関等に通院させ、医療を受けさせる場合には、当該入所者が介護老人保健施設の入所者である旨の文書を当該入所者に交付しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第 30 条 当施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 介護支援専門員は、入所者及び家族等の希望、入所者の課題並びに医師の診療方針に基づき、当該入所者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画について、入所者又は家族等に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 6 施設管理栄養士又は栄養士は、栄養マネジメント計画を立案し、低栄養状態の予防・改善に努める評価を行うこととする。

(施設サービスの取扱方針)

第 31 条 当施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況を踏まえて、入所者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 当施設サービスは、施設サービス計画及び栄養マネジメント計画、その他支援に必要な計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 当施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族等に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 当施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(診療の方針)

第 32 条 医師の診療の方針は、次によるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して

的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状態を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をも上げることが出来るよう適切な指導を行う。
- (3) 常に、入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族等に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らし妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるものの他行ってはならない。
- (6) 別に、厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

第33条 当施設の医師は、入所者の病状からみて施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた時は、協力医療機関、その他適切な病院若しくは診療所での受診のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 当施設の医師は、みだりに往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 当施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院若しくは診療所の医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 当施設の医師は、入所者が往診を受けた医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所から当該入所者の診療上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第34条 当施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第35条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状、心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 当施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 当施設は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 当施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 当施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 当施設は、その入所者に対して、入所者の負担により当該介護老人保健施設の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事等)

第 36 条 当施設は、入所者等に対して次のとおり食事の提供を行う。

- (1) 入所者等の食事は、栄養並びに入所者等の心身の状況、病状及び嗜好を考慮したものとする。また、適切な時間に提供するものとする。
- (2) 入所者の食事は、その入所者の自立の支援に配慮し、又低栄養状態の予防・改善を通じて入所者様の生活機能の維持・改善や尊厳ある自己実現に寄与する。

(相談及び援助)

第 37 条 当施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行わなければならない。

(その他サービスの提供)

第 38 条 当施設は、適宜入所者のためのレクレーションや行事を行うよう努めるものとする。

- 2 当施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(アフターケア)

第 39 条 管理者、その他全ての職員は、入所者が家庭復帰した後、在宅療養がスムーズに行えるよう、地域包括支援センター等の関係各機関および事業所と連携し、アフターケアに努めなければならない。

また、家族に対して医療・介護面の相談指導にも進んで努めなければならない。

(苦情等への対応)

第 40 条 当施設は、提供した施設サービスに関し、入所者又は家族等から申し出のあった苦情又は相談に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 当施設は、苦情又は相談の内容を検証し、関係者協議の上改善に努めるものとする。また、検証・協議の経過及び結果等の記録を残し、以降の対応に活かすものとする。
- 3 前 2 項に掲げる措置を適切に実行するため苦情を受け付けるための窓口を設置する。窓口の詳細については別に定める重要事項説明書による。

(市町村との連携及び通知)

第 41 条 当施設は、その運営に当たっては、市町村との連携に努めなければならない。

また、施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村長に通知しなければならない。

- 2 正当な理由なしに、施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認めた場合。
- 3 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(職員の会議、研修)

第 42 条 管理者、その他入所者の処遇に関する全ての職員は、定期的に施設運営会議と連絡会議を開き、職員の意思の統一や伝達を行うとともに、入所者の正確な状況を把握し、問題点、課題に対する討議を行うことにより、入所者の処遇の向上に努めなければならない。

- 2 管理者、その他全ての職員は、入所者の処遇向上のために研修等に積極的に参加し、職務遂行能力の水準を維持し、向上させるよう努めなければならない。
- 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について認知症介護基礎研修を受講させるよう努めなければならない。

(非常食)

第 43 条 非常時の非常食備蓄は、3 日分の食料を安全な場所に保管しておく。
非常食の内容は、別に防災計画で定める。

(協力医療機関)

第 44 条 当施設は、入所者の病状の急変等に対応するため、あらかじめ協力医療機関として平塚共済病院・金目歯科医院と契約を締結することとする。

(記録の整備)

第 45 条 当施設は、施設及び構造設備、職員、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 当施設は、入所者の判定、入所者に対する介護保健サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 46 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2 当施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 47 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団湘風会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。

- ・料金表の変更について、平成 24 年 12 月 31 日より施行する。

- ・料金表の変更について、平成26年4月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、平成27年8月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、平成31年3月20日より施行する。
- ・運営規程の変更について、令和元年5月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、令和3年4月1日より施行する。
- ・運営規程の変更について、令和5年7月1日より施行する。
- ・料金表の変更について、令和6年4月1日より施行する。